

令和7年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年9月4日から令和7年9月18日まで第3回定例会が町役場に招集された。

令和7年9月9日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畠博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	薄香織
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聰
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第3号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、3番、目黒克博君、4番、物江正博君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（赤城大地君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、7番、佐藤宗太君、登壇願います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

7番、佐藤宗太でございます。通告の順に従いまして一般質問をいたします。

私は自治体、町の品格を考えたときに、美しい田園風景が保たれ、荒れた空き家がなく、風光明媚な景観が保たれていることが理想だと考えております。国土交通省は、日本各地には美しい景観が広がっており、このような景観は自然の中で形成されたものもあれば、人々の生活や生業の中で生まれ、市民や企業、行政等の多くの方々の取組により、保全、再生されているものもあるとし、世界に誇れる日本の美しい景観まちづくり、全国47都道府県の景観を生かしたまちづくりと効果を公表しております。福島県では、白川市、城下町白河の景観まちづくりとにぎわい創出が取り上げられております。

私は令和5年第3回定例会一般質問で、諏訪神社正面から古坂下までの全国的に珍しい全長約1.3キロに及ぶ一直線の通りは、旧越後街道の本道であった北裏通りと同様に、かつての宿場町の面影を残す貴重な観光資源であり、この地の利を生かしたまちづくりの重要性、未来に向けたまちづくりの質問や景観条例等の提案をさせていただいた経緯がございます。

景観づくりによって質の高い町ができると、町に対する人々の愛着や誇りが生まれ、地域社会が活性化するといった効果があると言われておりますし、美しい景観は地域の

かけがえのない共通財産であり、土地の経済的な価値を高めることにもつながる可能性が高いのではないかでしょうか。また、当町の教育の一環として行われております地元愛を育む坂下学につながるものもあるのではないかでしょうか。令和5年第3回定例会時点では、当町では景観条例等の制定は難しいとの見解でしたが、全国的に注目されております地域を見てみると、その多くは未来に向けた町並み、景観を創造するために歴史的景観指定建造物などを指定し、保存、活用を図る取組がなされています。

近隣自治体を見てみると、喜多方市では、写真荘を経営していた金田氏が昭和47年、市内で写真展を開催したのを皮切りに、49年には東京での写真展、そして昭和50年7月にはNHK総合テレビ「新日本紀行」で全国的に喜多方の蔵が紹介されたことにより、観光地化のきっかけとなったようあります。喜多方市は、全国に先駆け1995年に蔵の所有者にかかわらず多くの賛同者により蔵の会が設立され、市民の心の象徴として培われた蔵への認識を深めるとともに、地域経済、社会、文化の振興に寄与したいという思いから設立されました。

会津若松市の七日町は、およそ40年かけて景観を整備し、大正ロマンの雰囲気を残すレトロな町並みに取り組み、洋館や蔵づくりの建物、古い庄屋などが特徴的で、当時の面影を今に伝え、現在では会津観光の人気スポットとなっております。

当町におきましては、寺院など歴史的な建造物や歴史ある食品加工会社の歴史を感じさせる趣のある建造物などが多数あります。景観条例等の制定は難しいとの見解でしたが、今こそ諏訪神社正面から古坂下までの全国的に珍しい全長約1.3キロに及ぶ一直線の通りをはじめ、その周辺の建造物を調査し、歴史的な建造物を後世に残すような取組ができないか。また、それを小売店としての利用のみならず、飲食店や事業所などとして利用する企業や団体への支援ができるいかなどについて、おただしするものであります。

まちづくりの目指すべき姿がある程度明白になれば、今後検討されております地域振興施設等の理想的な在り方なども、おのずとその方針が見えてくるのではないでしょうか。古川町長が令和5年度をまちづくり元年と謳い、取り組み始めたまちづくりに大いに期待をするものであります。

そこで、第1、魅力あるまちづくりについて。

- 1、当町の理想的な町並み景観をどのように考えているか。
- 2、未来に向けた町並み景観を創造するために、「歴史的景観指定建造物」などを指定し、保存・活用を図るべきと私は考えるが、当町の見解は。
- 3、外観が伝統的洋式や技法であり、築年数の古い建造物を購入する際に、購入支援や改修支援をし、未来に向けた町並み景観に取り組む考えは。

次に、第2、インクルーシブ教育についてですが、令和6年第2回定例会で一般質問をさせていただいた経緯がありますが、再度一般質問をさせていただきます。

インクルーシブ教育というのは、人間の多様性を尊重し、障がいのあるなしや国籍や人種、性差や経済状況の差別も関係なく、共に学び共生社会の実現を目指そうとする教育のことであると言われております。インクルーシブ教育の先進国としては、フィンラ

ンド、スウェーデン、イギリスなどが挙げられます。これらの国々では、共生と多様性を尊重する教育システムが推進されており、特にフィンランドでは、特別支援の専門家が通常の学級で共同指導するコ・ティーチングや段階的な支援体制が特徴的なようございます。

国内での先進的な取組をしている自治体の例といたしましては、北海道根室市の学校を核としたまちづくりが注目されているようあります。花咲港小学校をインクルーシブ教育の拠点とし、障害児教育を市全体に展開する方針を掲げ、幅広い年齢の学級、個人の発達に合わせた進度別時間割、教員が一方的に進める授業形態の撤廃などを実践しているとのことです。

当町では、坂下東公園にインクルーシブ遊具が導入されたり、教育施設ではバリアフリーに取り組まれているなど、障がい者に配慮した整備がなされていると感じております。しかしながら、当教育委員会が課題として、きめ細やかに対応するために教職員や特別教育支援員の増員、医療的なケアを担当する職員の配置、バリアフリーの環境などの整備、教職員の職務内容を整理するとともに効果的な共同学習の指導法など、特別支援教育に関する教職員の専門的な研修の充実、長い間進めてきた我が国の特別支援教育の考え方や方針の切替えのための国、地域、保護者、教職員への十分な説明と理解の必要があると認識されております。

文部科学省の方針では、障がいのある子供は地域の小・中学校の通常学級に籍を置いて、科目によっては個別支援を受ける通級指導教室を利用。地域の小・中学校の特別支援学級、特別支援教育を受けるための特別支援学校のうち、どこで学ぶかを教育委員会と相談することになっており、最終的には教育委員会が決定する権限を持っているとされております。そこで当町におけるインクルーシブ教育の現状と理想に向けて、どのように取り組んでいかれるのかをおただしくするものであります。

第2、インクルーシブ教育について。

- 1、当町におけるインクルーシブ教育の現状は。
- 2、類似自治体と比較し当町のインクルーシブ教育をどのように分析しているのか。
- 3、インクルーシブ教育における基礎的環境整備や合理的配慮は十分になされているのか。
- 4、当町が目指すべきインクルーシブ教育をどのように考えているのか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

おはようございます。

7番、佐藤宗太議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

本町は、古くから交通の要衝として栄え、旧越後街道沿いを中心とした歴史的な町並みを今に残す、歴史と文化が宿る大変すばらしい町であると自負しております。先人から脈々と受け継がれるこの町並みを、未来にわたって守り受け継いでいくことは、今を生きる我々に課せられた重要な責務であると認識しております。

近年、区画整理事業をはじめとした都市基盤の整備による坂下南幹線などの現代的な町並みとが調和する会津坂下町らしい景観を守り、つくり、育てていくためにも、行政・地域・住民・事業者が協働で一体となって景観形成に取り組んでいく必要があると考えております。今後も、そこに住む人々が誇りに思える、また、本町を訪れる方々に感動を与えられる魅力的なまちづくりに絶えず取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。私からは、ご質問の第1の2と3についてお答えいたします。

初めに、2について、お答えいたします。

歴史的景観指定建造物の指定につきましては、各自治体が景観条例に基づき、文化財保護法等の規定による指定文化財等を除いた建造物に対して指定することができ、歴史ある町並みや建造物の保存・活用を図るために効果的な手法であると認識しております。特に、旧町内において、町道北裏通り線の沿線には、歴史的な寺社仏閣が建ち並び、旧越後街道の歴史を感じることのできる町を代表する観光資源であるため、指定の効果は少なくないと考えております。

しかしながら、条例の制定は、所有者はもとより周辺住民の生活に与える影響が非常に大きいことから、町民皆様のご理解、ご協力が不可欠となります。今後、歴史的な町並みを生かした景観形成を図る機運が高まれば、景観条例や景観計画の制定に向け住民の方々とじっくりと対話を重ね、歴史的景観指定建造物の制度を取り入れてまいります。

次に、3について、お答えいたします。

塔寺・気多宮地区において、社会資本整備総合交付金を活用し、街なみ環境整備事業に取り組んだ経過があり、旧越後街道沿いの歴史的な景観を生かした町並みの形成に一定の成果があったと認識しております。塔寺・気多宮地区街づくり協定に基づき、伝統的建造物を代表する土蔵を地区コミュニティ施設に改修し、また、修景整備補助により、良好な町並みの再生が図られたところであります。

議員おただしの古い建造物に対する支援制度ですが、対象建造物の選定に当たっては、建築後一定の期間が経過したもの、外観が伝統的様式や技法で建てられたもの、歴史的な町並みの雰囲気を醸し出しているもの、人の目に広く触れるものなど、様々な基準を設ける必要があります。本町においては、土蔵造りの建造物が対象になるものと考えておりますが、対象となる建造物の母数や支援の需要度、また対象となる建造物以外との公平性など、しっかりと見極めていく必要があると考えております。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

おはようございます。私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

初めに、1について、お答えいたします。

本町では、インクルーシブ教育を人間の多様性を尊重し、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学び、平等な教育機会と必要な合理的配慮が提供される教育システムと捉えております。特に、次の3点を重視して取り組んでおります。

まず一つ目は、「一つの学園構想」の下、幼稚園、小学校、中学校が連携し、教職員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加わり、組織的に情報を引き継ぎ、子供と保護者への切れ目のない継続的な支援を行っております。

二つ目は、町の施策により特別支援教育支援員を増員・配置し、指導体制を強化しております。これにより特別支援学級の子供が通常学級と交流・共同学習を行う際にも、きめ細かな支援を提供できていると考えております。

三つ目は、幼稚園段階から教育相談や情報交換を丁寧に行い、就学先決定においては、本人、保護者、教育委員会、学校、病院などの関係者が集まり、子供の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るプロセスを大切にしております。

次に、2について、お答えいたします。

インクルーシブ教育では、「多様な子供たちが、共に学び、育つ環境」がとても大切だと認識しております。特に、互いに認め合い協力できる学級と、子供たちに温かい言葉をかけ必要な支援ができる教員の存在が大切になります。人口規模が近い類似の自治体と比較して、本町は、その環境づくりの面で、次の二つの強みがあると考えております。

一つ目は、全ての子供の学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を客観的に把握するツールであるQUテストを継続して実施している点です。特別支援学級だけではなく、普通学級の中にいる特別に支援が必要な子供の心理状態や行動特性を把握し、教師がよりよい学級づくりを進めております。

二つ目は、教員免許を有する人材を特別支援学級ごとに1名ずつ配置し、手厚い個別支援ができる環境を実現している点です。また、教員及び支援員を対象にした特別支援

教育の研修会を町独自で実施し、子供たちへより適切な指導や支援ができるようにスキルアップを図っている点も強みであると考えております。

次に、3について、お答えいたします。

本町では、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、様々な教育活動の中で、児童生徒の特性に合わせた合理的配慮をしております。また、一人一人にきめ細かく対応するための教職員や特別支援教育支援員の増員、医療的なケアを担当する職員の配置、そしてバリアフリー化などの環境整備を進めております。支援を要する子供たちの特性や要因は一人一人異なり、その背景を的確に把握した支援が必要になります。そのため、今後も効果的な共同学習の指導法など、特別支援教育に関する教職員の資質向上や専門的な研修をさらに充実させていく必要があると考えております。

次に、4について、お答えいたします。

本町が目指すインクルーシブ教育は、現状の特別支援教育の成果を最大限に生かしつつ、全ての児童生徒が「共に生き、共に学ぶ」社会の実現を地域全体で目指す教育です。具体的には、特別支援教育を一層充実させるとともに、多様な人々が共生する社会の礎を築くという視点を持ち、次の2点を進めてまいります。

まず一つ目は、国の動向を注視しながら、特別支援教育支援員の増員、ICT活用による学習支援の強化、医療的ケア児への対応など、全ての子供が安心して学べる環境を整備してまいります。

二つ目は、保護者や地域住民への啓発活動を積極的に行い、障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちが地域の一員として尊重され、共に育てる意識を醸成してまいります。

これらの取組を通じて、本町の子供たちが将来、多様な人々と共に生きる社会で活躍するための心のバリアフリーを育む教育を推進してまいります。

◎議長（赤城大地君）

再質問があればお願ひいたします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

まず、第1について、再質問をさせていただきます。

先ほど歴史的建造物を残すことにおいては、住民の方々との合意形成等が必要だということの認識でございましたが、やっぱり歴史的な建造物を後世に残すというのは、町民憲章にありますように、文化の香り高いまちづくりにつながると思いますし、先ほど申し上げたとおり、坂下学だったりですか地元愛、場合によっては、すばらしい町並みになれば土地の価格が上がったり、様々な恩恵が、この地域にもたらされるということにつながると思うんですが、再度、建造物、歴史的な建造物を後世に残すような取組

について、町民の方との合意形成はもちろん大事だと思いますし、恐らくそれをしていただけるとは思いますが、どのようなプロセスで進めていかれるのかについて、おただしいいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

ありがとうございます。議員おただしのとおりでございまして、諏訪神社、当然我々も承知してございますが、なかなか全国的にも珍しい直線道路になっていることは十分に理解しているところでございます。

議員おっしゃったように、まずは対象となり得る建物、建造物等がどの程度、旧町内にあるのかというような部分を、まずもって調査をさせていただきたいなというふうに考えておりますし、町としても、重要な建物等々については、やはり後世に引き継ぐべきだというような考え方でありますので、調査をした後に所有者等々も含めて、どのようなお考えをお持ちなのかというような部分を確認させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えて思っておりますし、行く行くは、やはり珍しい通りでございますから、今、支障となっている電柱、電線等々については、やはり無電柱化を図って、よりよい景観の形成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

ぜひ坂下町の宝になるような建物、たくさんあると思いますし、蔵も当町には立派なものございますので、ぜひそういうのをうまく見極めて応援していただきたいなと思っているのですが、現在、例えば空き家になっているような歴史的建造物と思われるようなものに関しては、移住者に関してはリフォーム代等々手厚い支援がございますが、当町におきましては、企業で、例えば飲食、企業じゃなくてもいいんですけど、飲食店を古民家だったり古い建物でやりたいですか、事業所に使いたいですか、いろんな要望が歴史的建造物を打ち出したときにあると思われます。若松市なんかを見てみると、やっぱりそういうような指定をしたり、様々なところで取り上げられることによって、いろんな企業さんが、その場所を使いたいということで入居率が高くなっています。

貸す、貸出しのみならず、それを購入するというような企業さんも、もちろんいると思うんですが、ぜひそのような建物を行政が管理、今後していくとなると、かなり費用

がかかりますが、町長おっしゃったように民間と協働でというような形で民間の協力を得れば、民間の力で保存、保全していただけるような形になるとは思うんですが、それに対しても、できれば支援をしながら、新しい家を建てるより古い建物は直すほうが結構コストがかかったりしますので、そういうところはできるだけ町の支援をしていただけるような体制を取っていただきたいと思いますが、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

そういう需要が今後多分出てくるだろうというふうな想定は当然してございます。それに対して、今ある補助制度以外でも必要な補助制度が必要だというような判断に至れば、新たな補助制度の創設も考慮しながら、当然手厚い支援というのは行政として考えなければいけないというふうに考えております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

先ほど答弁で、私は諏訪神社からの一直線の通りは北裏通りと同様、宿場町といいますか、そういうような歴史的背景がありますので、そういうような景観がいいのではないかと思っている一人ではあるんですが、先ほど答弁の中で、坂下らしいというような答弁がありました。坂下らしい景観というのは、具体的にはどのようなことを考え指しているのかについて、おただしいいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

通りが1キロ、1.3キロ程度直線の通りがあつて諏訪神社につながっているというような部分です。当然歴史的には、いわゆる旧町内、町割が行われていますので、そこも維持しながら、ただ、どうしても現在の町割というのは、間口が狭いということもあるんですけども、それも歴史的な部分であるというふうに認識しておりますし、あと、この通り沿いにも空き家が結構ございます。やはり景観的には美観を損なうというよう

な部分でございますので、その辺の対応も含めて建設課としては対応してまいりたいと
いうふうに考えてございます。

◎ 7番 (佐藤宗太君)

議長、7番。

◎議長 (赤城大地君)

7番、佐藤宗太君。

◎ 7番 (佐藤宗太君)

先ほど塔寺・気多宮の事例が出ました。街なみ環境整備事業だったと思いますが、そ
この景観を生かした町並みの形成に一定の成果が出たというような認識とのことでした
が、具体的には分かりやすく言うと、どのような成果が出たのかについて、おただしい
たします。

◎建設課長 (古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長 (赤城大地君)

古川建設課長。

◎建設課長 (古川一夫君)

街なみ環境整備事業においては、建物を建てる際あるいは改修する際に、一定の使え
る色といいますか色彩の統一というのを、地区の住民の方々のご理解を得て実施をして
きたところでございますので、新築にしろ改築にしろ、逆に屋根の塗り替えにしろ、ど
ちらかといえば茶系あるいは黒という色彩に絞って行ってきましたので、地区全体が統
一された景観になっているものと認識してございます。

◎ 7番 (佐藤宗太君)

議長、7番。

◎議長 (赤城大地君)

7番、佐藤宗太君。

◎ 7番 (佐藤宗太君)

町民の中には、坂下町、諏訪神社からの一本道がすばらしいので、例えば小布施だつ
たり、いろんなところ、塔寺・気多宮もそうかもしれません、色彩を整えて落ち着いた
雰囲気にしてということ、そういうようなまちづくりにしたいねという声が若い方、そして年配の方から聞こえています。そして、先ほどありましたように、もう塔
寺・気多宮で一定の成果が出ているということは、町なかで取り組むことができれば、
さらなる成果が期待できると思うんですが、その辺り、町の見解はいかがでしょうか。

◎建設課長 (古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

塔寺・気多宮で一定の成果が出ていると答弁させていただきました。これは旧町内においても同じだと私は思ってございます。ただ、今現在、なかなかここにお住みになる方々の意識がそこまで行ってないという部分は、少なからずあるんだろうというふうに思っておりますが、やはり町としては後世に引き継ぐ、守り、引き継ぐ部分で、そういう意識の醸成も含めて対応が求められていると私自身は思っております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

以前、景観条例の提案をしたときに、やっぱりその地権者のこともありますので、ちょっとハードルが高いというような趣旨の答弁だったと思いますが、私もそれは理解しております。なので、今回はピンポイントで建物を残していくませんかという提案にしています。もしそこで町民の方の意識が醸成されれば、恐らく景観条例とか、さらなるステップにつながるのではないかと考えているわけでございますが、その調査事業、ぜひ年代の古い建物だったり、ちょっとした伝統技術のある建物の調査事業を早急に進めたいだと思いますが、その辺りの見解はいかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

ベースとなる資料等々もないわけではございません。これは都市計画基礎調査などで建造物等の調査もしてございますので、その辺をひもときながら、併せて現場のほうを歩いてみたり、本当に歴史的建造物となり得る建物がいかほどあるのかというのは、町としても把握したいというふうに考えてございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

以前、福島大学で調査をしていただいた経緯があると思いますが、私も調査結果を拝

見させていただきましたが、仮に空いている建物と仮定したときに、ちょっと借りる側の必要な情報というのが、かなり不足しているように感じました。それはどういうことかといいますと、その建物に、例えば住まわれているのかですとか、水回りはどうなっているのかですとか、実際貸せるのかどうかも含めてですが、ちょっと借手側に寄り添ったような調査をしていただけだと、空き家などが借手側から借りやすい環境になり、当初申し上げたように、空き家がなくなれば景観がある程度保たれるわけですから、私は町の品格が上がると思っております。外から来る方も空き家があるエリアとないエリアだったら、空き家がないほうがやっぱり人が集まりやすいんだろうと思いますので、ぜひそのような観点で、調査をするときに、借手は何を求めているのかを明白にした効率のよい調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

ご指摘のとおり、やはり今、町として、例えば貸店舗であるとか、空き家の物件も含めてそうですが、なかなかそこまで細かい情報が発信されていないという状況にあるんだろうというふうに考えてございます。よって、貸せるというような空き物件については、詳細な情報、所有者の方々に確認をして、絶えず情報を更新していくというような部分で、一つでも二つでも空き家、空き店舗を解消できれば、議員ご指摘のように町のにぎわいにもつながりますので、そういう部分で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

現在、福島県でも取り組まれている発酵ツーリズムですか、坂下町、発酵の町として発酵祭を行ったり取り組んでいくという中で、やっぱり観光客や外の方々から選んでいただけける町、来やすい町といいますのは、発酵に関わる食品加工会社は歴史的な建造物の趣のある建物の事業所が多いと思うんですが、それ以外にもさらなる地域の宝を掘り起こしていく。そして、そのことにより、まちなかにぎわいウォークですか、町なかのウォーキングとか、いろいろ観光客向けにやっていると思いますが、裾野も広がっていくと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、第2、インクルーシブ教育についてでございますが、先ほど目指すべき姿ということで2点挙げていただきました。以前に伺ったときに、やっぱりまだまだ課題があ

るというようなことで伺っておりました。当初申し上げた部分と重なりますが、人材の確保だったり、医療的ケアだったりというところで苦労されていると。予算を見ると、支援員の報酬が計上されていたり、人員は厚くなっていると思いますが、今それが十分なのか、さらなる支援員の増強が必要なのか、医療的ケアが必要だったりするのかについて、おただしいたします。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

ご心配いただき、大変ありがとうございます。

今現在、次年度小学校に入る小学1年生のお子さんに、実は外国から来られたお子さんが来年度1年生に入るという情報がありまして、現在その子供さんの状況、それから日本語が通じないので、どのようにしたらよろしいか。または特性的にも、ちょっと落ち着きの面でも少し不便すぎなところがあるんじゃないかなということで、どの学びをどのように提供できるかということで、今、係の者がいろいろと関係機関と相談をしたりしているところです。

一番の悩みどころは、親御さんは、どのように子供さんに関わっていただけるかというところも大きな問題かなと思っています。親御さんの気持ちをやはり最大限酌みながら、そのお子さんの可能性をどのように引き出していったらいいかということが、この特別に支援が必要とするお子さんを持たれた親御さん、またはそのお子さんの可能性を引き出す上ではすごく大切なところでありますので、そういう条件の環境が必要な子供さんには、やはりそういう人材を探して、配置をしてあげて、教育が可能かどうかを探りながら進めていくところです。

確かに特別支援教育の支援員、人的なパワーは特に必要です。しかし、と同時に、学級、通常の学級を持っている先生方も、昔の指導じゃなくて、そういう特別に支援が必要なお子さんに寄り添うことが、全て教室にいるほか子供たちへの寄り添いに、すごく大切なスキルの向上になっていくという考え方の下、指導者のほうも自分のスキルアップを図りながら、そしてスキルアップで足りないところを何とか特別支援教育の支援員に力を借りながらということで進めていきたいと思っています。

ただ、支援員が足りなくなっていても、なかなか人材が、すぐに教員免許を持った方を探すことができないところもあり、保護者の方に協力したりしながら、もしやっていただける方があって、子供に寄り添っていただけるのであればという、いろんな多様な形で、そういう人材のほうも確保していきたいなと考えております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

インクルーシブ教育は、人間の多様性を尊重し、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学び、平等な教育機会と必要な合理的な配慮が提供される教育システムとされておりますが、文科省によりますと、場合によっては、障がいのある子を分けて授業をするというようなこともあります。最終的には教育委員会に権限があるとのことなんですが、そのクラス分けに当たって、親御さんたちと話すというのは非常に大事なことなんですが、具体的にどのようなプロセスで、それが決定されるのかについて、おただしいいたします。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

お答えします。

まず初めに、3歳児健診から実は始まっています。3歳児健診のときに、お子さんの特性であったり、何か親御さんに困っていることはないかというようなことで、実際に心理士さんを同席させながら親御さんの相談に現在当たっております。

そして、今年度から5歳児健診、幼稚園の年中のお子さんにも健診を設けました。その中で行動面または言語面で子供さんに困っているところはないか、医療的なところで心配はないかということを見ながら、スクールソーシャルワーカーであったり心理士さんを同席させながら、その場で親御さんの相談に乗っているところです。

そして、小学校に入る前の年、年長児の10月頃、もうすぐ始まりますが、就学時健康診断というものを実施します。健康的な、内科的な面、それから、面で心配なところはないか。もし、あったとすれば入学する前に、歯の治療も含めてなんですが、行っていただいたりとかということをやり進めながら、そのお子さんが、遊びが集団の中でできるかどうかということで知能検査のようなことをします。

その知能検査も10人くらいの規模の中で、教室で、小学校の教員がするわけなんですが、10人くらいの規模で実施しても、なかなか先生の言ったことがその場で、今まで見知らぬ人ですので、言っていることが通じなかつたり、どのように答えていいか分からぬで戸惑うお子さんもあります。その十何問という問題をしてくわけなんですが、それで3問4問と、もし間違っているお子さんがいた場合には、今度は個別に1対1で、また違うような検査をして、例えば物を10個置いておいて、2個取ってご覧とか言いながら、ちゃんとそういうことの数の認識であったり、それから違いの認識であったり、そういうことができるのかどうかということで、また個別に検査します。

それで、どうしてもできないなということになったときには、特別にまたウイスクと

かという、そういう検査もあるんですが、そういう検査をしながら親御さんと今度、その検査を基に特別支援のスクールソーシャルワーカー、児童相談所、それからお医者さんと集まつた、そういう委員会がありますので、その場で、そのデータを基に実際に話し合います。その話し合うものの基礎データが必要になりますので、専門員という方をつけて、その子供さんの様子、実際に訪問させていただいて子供さんの様子が集団の中で上手に友達と活動ができているのか。または先生の言っていることをきちんと理解できて、ある程度学習ができるのかというようなことも含めまして、データを基にいろいろ集まります。それで話し合っていきます。

それで、その場で、どちらがいいかということで、通級という、自分は数学、算数だけがちょっと数的に弱いな、ちょっとここはケアが必要だなどお子さんがいた場合には通級という、その時間だけ取り出しして行けるところを選んでいただいたら、または個別に特別支援学級で少し全体的に理解が深まるようにしてあげたらいいんじゃないかなとかという、そういうある程度の結論が出ます。その結果を基に今度は親御さんに相談に行って、こういうことでなりましたということで進めていく形になります。

最終的には、親御さんの気持ちが最優先されますが、ただ親御さんの気持ちだけで子供さんが学校に入ったときに、実は全然学びが成立しなくて、何を言っているのか何やっているのか分からぬといふ状態で毎日を、毎時間を過ごすということは、やはりつらいんだろうなと。そういうところも加味しながら、親御さんの理解を得ながら進めているところです。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

生徒・児童への合理的配慮といいますか、手厚い支援といふのは理解できますが、一方、一般的にインクルーシブ教育は、先生方にとっては子供たちの特性に合わせた個別指導や授業の準備に多くの時間と労力がかかると言われていると思いますが、関わっていただいております先生方の現状といふのは、どうなんでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（赤城大地君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

このインクルーシブ教育を進めるに当たっては、まず先生方の心の壁といふか、それをまず低くするのがすごく大事かなと思っています。今まで福島県の教育委員会も進めていますし、坂下町も進めているんですが、先生が話す、そういう授業から脱却しよ

うと。そして、先生方が子供たちの話を聞く。そして、子供たちの様子を見る。そして、子供同士を関わらせようと。そういう授業へ転換をしていかなくちゃいけないということが謳われているところです。まさしくこのインクルーシブ教育の大本は、やはりそこにあるのかなと。友達が困っているときに、それを見たときに、やっぱりそっと手を差し伸べてあげられるような、そういう子供たち、友達の関わりを大事にしてあげる。そういう教育が大事になっていくのかと思います。

私も外国に行けば、まさしく特別に支援を要する人になります。言葉は通じないし、何をしていいか分からぬ。そうしたときに、何か近くいた人がさっと助けてくれるような、そういう社会を築いていきたい。そういう意味で小学校、中学校、子供たちの様子を見ますと、友達にすごく優しい子供たちです。そういう意味で、この助け合いの気持ちをどんどん進めながら、障がいのあった子供さんも、障がいのない子供さんも、自分の夢を自信を持って追い続けられるような、そういう背中を後押しできるような、そういう、保護者と協力しながら進めていきたいと、そのように思っております。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

先生方、今、現場では結構事務的な作業が多かったりですか、部活の負担が多いという声も聞こえたりしています。中学校に関しましては、部活動の地域移行ということで先生方の業務も多少軽減されるのかなというところがございますが、当町における教育の現場では、通信機器、インターネット回線が限定されていました、ちょっと作業効率が非常に悪いところがあるのかなと感じておりますので、ぜひ、そのような環境を整備して、事務作業に時間があまりかかるないように、できれば子供たちとの時間を取れるような配慮もしていただけたらなと思いますので、ぜひその辺り、今後検討していただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により4番、物江政博君、登壇願います。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）（登壇）

4番、物江政博でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、鳥獣対策について、お伺いします。

近年、全国的に鳥獣の被害は果樹園だけではなく、市街地でも熊の目撃があつたり、走行中の自動車に接触する事故が多発しています。熊やイノシシによる人的被害もマスコミで報道されている現状です。つまり、それだけ熊、イノシシ、鹿の個体数が増え、山林だけにとどまらず市街地近辺まで活動範囲を広げていると言えます。

今年の2月の豪雪、大雪で山林の鳥獣の個体数の増加に影響があつたかは知るすべはありませんが、市街地だからといって安心はできません。既に我々のすぐそばまで来ているのは間違いないと思われます。まだ、当町での鳥獣による人的被害はまだないにせよ、この時期になると、当町の農業従事者の方々にとって頭を抱える最大の問題は、収穫寸前の果樹、そして畑の作物を食い荒らす有害鳥獣です。

当町は、会津坂下町鳥獣被害防止対策方針に基づいて鳥獣対策に取り組んでいると認識していますが、鳥獣被害防止計画の中では、農作物被害の軽減目標を示されているにもかかわらず、有害鳥獣の捕獲数は増加を示しています。計画だけで有効な策はあるのか。どこに問題があり、改善の余地はあるのか。そしてまた、今年から施行される緊急銃猟制度は、捕獲に従事されている自治体の方にとって、どう受け止められ、これからハンターを目指す方々にとって、どんな影響があると考えられるか伺います。

第1、鳥獣対策について。

1、当町の鳥獣被害防止計画を問う。

- (1) 被害の軽減目標の根拠を問う。
- (2) 今後の被害防止対策を問う。
- (3) 被害農家への支援の施策を問う。
- (4) 鳥獣被害を防止するための隣接町村との連携を問う。
- (5) 有害鳥獣目撃情報に関する住民への告知方法を問う。
- (6) 今後の捕獲隊員の現状を問う。

次に、運動施設について、お伺いします。

以前の一般質問でもお伺いしましたが、旧坂下高校跡地利用の進捗状況を問います。また、当町では、旧坂下高校跡地とは別にスポーツ施設の建設、または代替地の計画はあるのか伺います。

第2、運動施設について。

1、坂下高校跡地はどうなるのかを問う。

2、これから当町にスポーツ施設建設の計画はあるのか伺う。

次に、財政政策について、伺います。

当町のふるさと納税額は、福島県では令和5年度には、納税額が5億円を上回り、県内6位。令和6年度には、それを上回ることになりましたが、今年はどうでしょうか。10月からのポイント制の廃止。昨年から米不足、水不足による果樹の収穫量の減少などから、返礼品に及ぼす影響が大きいと考えられます。以上のことを踏まえ質問します。

第3、財政政策について。

1、本年度の当町のふるさと納税額の見込みとその根拠を問う。

最後に、豪雪対策について、伺います。

今年も大雪が予想され、今年の2月の大雪のときの町の対応のようにスピードあることが今年もできるでしょうか。今年は雪捨場を建設しましたが、今年も雪捨場を造ることができるのでしょうか。そして、その雪捨場を設置したことによって、何か問題があつたでしょうか。

第4、豪雪対策について。

1、豪雪に伴う当町の雪捨場の確保状況を問います。

以上、檀上よりの質問といたします。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

4番、物江政博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の総論について、お答えいたします。

我が国の鳥獣対策は、鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特別措置法に基づき行われております。鳥獣保護管理法は、鳥獣の保護及び管理、狩猟の適正化を図ることで、生物多様性の確保や生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を目的としたものであるのに対し、鳥獣被害防止特別措置法は、鳥獣による農林水産業等の被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に推進することで、農林水産業の発展と農山村漁村地域の振興を目的としております。

当初は、鳥獣保護管理法のみが制定され、鳥獣の保護が基本となっていましたが、一部鳥獣の急激な生息数の増加や生息地の拡大により、食害等の被害が深刻となったことや、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしている狩猟者の減少や高齢化により、鳥獣捕獲の担い手の育成・確保が大きな課題となったことから、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する鳥獣の管理に重点を置いた内容に法が改正されました。さらに鳥獣による農林水産業等で発生する被害に対し、総合的かつ効果的な対策実施を推進するため、鳥獣被害防止特別措置法が制定され、現在に至っております。

本町の対策につきましては、これらの法律を遵守するとともに、農作物への被害防止を目的に策定した会津坂下町鳥獣被害防止計画に基づき、対策の三つの柱である、捕獲によって適切な数に個体数を管理する「個体群管理」、防護柵の設置などを行う「侵入防止対策」、餌となる放任果樹や生ごみの撤去等を行い鳥獣が近寄らない環境を整備する「生息環境管理」を基本とした対策を行っております。

また、対策には行政のみならず、町民の皆さんと一体となった地域ぐるみの侵入防止

柵の設置や刈払いなどによる環境整備が必要不可欠であることから、町民の皆さんにもご協力いただけるよう説明会等を実施し、鳥獣被害の未然防止に向けた啓発活動を実施しております。

今年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法は、近年頻発している日常生活圏での熊の出没に対処するため、一定の条件を満たす場合に限り、住宅集合地域等での緊急銃猟が認められるものであり、本町においては、緊急銃猟の実施体制の整備に向け、町鳥獣被害対策実施隊や警察等の関係機関と協議を進めているところであります。今後も、これらの対策を総合的かつ効果的に展開し、農作物への被害防止と町民の安心・安全な生活環境の整備に努めてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひします。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。
再開を11時10分といたします。

（午前11時01分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。
引き続き答弁願います。

（午前11時10分）

◎産業課長（渡部聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部聰君）

私からは、ご質問の第1の1について、お答えいたします。
初めに、1の（1）について、お答えいたします。

現在の会津坂下町鳥獣被害防止計画は、鳥獣被害防止特別措置法に基づき令和6年度に策定をいたしました。鳥獣被害防止計画に掲げる被害の軽減目標につきましては、県の指導、助言を受けながら、被害の現状値を基に獣種ごとに傾向を分析し、適切な未然防止対策を講じることを前提とした数値目標を設定しております。

次に（2）について、お答えいたします。

鳥獣被害防止対策は、三つの対策が大きな柱であり、第1に個体群管理、第2に侵入防止対策、そして、第3に生息環境管理であります。これらの対策を地域ぐるみでいかに徹底して行えるかが対策の効果を大きく左右いたします。

現在の取組といたしまして、第1の個体群管理では、鳥獣被害対策実施隊と連携し、わな設置による鳥獣の捕獲や駆除に当たり、令和6年度においては、鳥獣被害対策実施

隊に延べ267回の出動協力を得ながら、熊5頭、イノシシ18頭、ハクビシン10頭、カラス24羽を捕獲、駆除いたしました。

第2の侵入防止対策では、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度、県の出没抑制総合対策事業を活用した電気柵等の設置に取り組む行政区が増えてきており、今年度も洲走区、天屋区、本名区が新たに電気柵を設置する予定であります。また、牛沢区と船窪区におきましても、電気柵設置に向けた話し合いが進められており、設置されることとなれば、県道赤留塔寺線沿いの行政区が全て対策を行うこととなりますので、より一層の侵入防止効果が期待されます。

第3の生息環境管理では、農業者や地域の皆様にご協力をいただきながら、農地周辺の草刈りや放任果樹の伐採等を実施することで、緩衝帯の整備や誘引物の除去に取り組んでいるところであります。町では、今後もこれらの取組を継続的かつ複合的に実施してまいります。さらに、先進事例を参考に新たな対策の導入を模索するとともに、地域全体で対策に取り組む意識を醸成するため、対策の必要性等について、説明会を積極的に展開してまいります。

次に（3）についてお答えいたします。

農作物等被害に対する直接な支援はございませんが、今後の被害未然防止のため農家が電気柵を購入し設置する場合、購入費の一部を助成する「有害鳥獣侵入防止柵等購入費補助事業」や、電気柵を購入するまでの一定期間電気柵の無料貸出しを実施しております。また、ハクビシンなどの小動物による被害に対しましても、箱わなの設置を行う等、農作物被害の未然防止に向けた取組を支援しております。

次に（4）についてお答えいたします。

ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどは、行動範囲が非常に広く、市町村をまたいで移動することから、広域的な被害防止対策が必要であります。町では、会津地域17市町村で構成する会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会に参画し、市町村を超えた広域的な協力体制の構築や情報の共有、実施隊の捕獲技術の向上に取り組んでおります。しかし、電気柵未設置の町村境からの侵入や、湯川村から鳥獣出没時における被害防止対策実施隊の協力依頼などがあることから、今後、個別に連携体制の構築・強化に取り組んでまいります。

次に（5）についてお答えいたします。

町内においてツキノワグマやイノシシの目撃があった場合の町民の方々への情報周知につきましては、町が現地確認を行い、その状況に応じて五つの方法により行っております。一つ目が、目撃場所とその周辺行政区長への告知であります。二つ目が、防災無線を使用した目撃場所とその周辺行政区の方々への情報周知と注意喚起でございます。三つ目が、公用車による目撃場所周辺の見回り及び放送による情報周知と注意喚起。四つ目が、教育委員会への告知及び教育委員会から学校関係機関や保護者に対しての情報周知と注意喚起。五つ目が、公式LINEを活用した情報周知と注意喚起であります。これらの方法を複合的に行い、町民の方々に正確な情報が迅速に伝わるよう努めております。

次に（6）についてお答えします。

会津坂下町鳥獣被害対策実施隊は定員20名で構成されており、そのうち70歳以上の方が9名で、隊員の平均年齢は59.1歳となっており、隊員の多くが長年の経験により培われた高度な銃取扱技術や鳥獣の生態や特性に対する豊富な知識などを有する精鋭ばかりであります。

しかし、今般の改正鳥獣保護管理法の施行に伴い、住宅集合地域等での緊急銃猟が認められたことから、有事における隊員の精神的負担等がさらに増加することが懸念されます。町といたしましては、法律の運用面に関する詳細な情報を町鳥獣被害対策実施隊と共有しながら、緊急銃猟の実施体制の整備に向けた協議を進めるとともに、隊員の身体的、精神的負担が少しでも軽減できるよう、実施隊の定数や出動手当の見直し等についても、近隣市町村の状況を参考としながら研究を重ねてまいります。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

私からは、ご質問の第2の1及び第3についてお答えいたします。

初めに、第2の1についてお答えいたします。

旧坂下高校の校舎等の利活用につきましては、取得の有無を含め検討を進めている段階であり、現時点で具体的な結論には至っておりません。敷地内には、校舎・体育館・武道場・同窓会館がございますが、それぞれ施設の状況が異なるため、十分に調査・検討しながら利活用方法を見極めていく必要があると考えております。

校舎については、老朽化が進んでいることに加え、施設規模が大きいことから利活用を図っていくことは容易ではないと考えております。

体育館及び武道場については、無償貸与により活用しているグラウンドとともに利活用の可能性があるものと認識しております。そのため、トイレや照明器具などの設備改修の必要性、電気・水道等の光熱費、火災保険や消防設備保守などの維持管理経費について、県と連携し調査を行っております。

同窓会館については、老朽化が進んでおり利活用に耐え得る状態ではないと判断しております。

一方で、本町は保有資産が多く、人口・財政規模に見合っていないため、会津坂下町公共施設等総合管理計画では、保有資産の縮減を図る方針を掲げております。また、新庁舎建設や地域振興施設整備という大きな財政負担を控える状況を鑑みれば、体育館や武道場の必要性と将来的な財政負担の両面を十分に見極めていく必要があります。今後とも、町の公共施設全体の在り方との整合性を図りながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。

次に、第3について、お答えいたします。

本町のふるさと納税の寄附実績につきましては、件数・金額共に年々増加しており、令和6年度の本町への寄附金額は初めて6億円を超え、令和5年度に引き続き県内第6位となったところであります。これも全国の会津坂下町ファンの方々のご厚意と、返礼品を提供してくださる企業や事業所、農家の方々を含む、全ての関係者の方々のご尽力のたまものであると感謝しております。令和7年度の寄附受付状況は堅調に推移しており、8月末時点では前年度比約1,000万円増の約1億1,000万円となっております。前年度の実績を目標としながら、新たなポータルサイトの追加や周知活動に努めてまいります。

今後のふるさと納税の動向としましては、ポータルサイトのポイント還元が9月末をもって終了するため、9月に駆け込み需要があると見込んでおります。ただし、例年であれば寄附が集中する12月の需要が減少する可能性がございます。また、大雪や猛暑の影響により、果樹や米など農産物の収穫量及び品質への影響が心配されております。こうした状況を総合的に勘案しますと、本年度の寄附金額は前年度と同程度、あるいは微増にとどまるものと推測しております。引き続き本町の魅力を全国に発信しながら、ふるさと納税のさらなる推進に努めてまいります。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

私からは、ご質問の第2の2についてお答えいたします。

現在、本町においてスポーツ施設として利用されている施設は、小・中学校や各地区コミュニティセンターの体育館及びグラウンド、鶴沼球場やテニスコート、そしてソフトボール専用としております旧坂下高校グラウンド等がございます。また、種目によつては、中央公民館の大研修室や健康管理センター、各地区コミュニティセンターの会議室等を利用して活動されている団体もございます。

新たなスポーツ施設の建設につきましては、現在、具体的な計画はございませんが、今後、町全体の公共施設の利活用と施設の老朽化や使用状況、町民のニーズなどを勘案しながら調査研究していく必要があると認識しております。現時点では、現有施設について、計画的な修繕や保守管理による長寿命化を図りながら利活用してまいります。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、ご質問の第4について、お答えいたします。

今年1月から2月にかけて全国的に経験したことのないような豪雪に見舞われ、町と

しての対応が後手後手となり、地域住民の生活に支障をきたしたことは大いに反省すべき点がありました。そのため豪雪対策本部会議で検証を行い、課題を抽出いたしました。各課において細かい課題が出されましたら、全般的に各課の役割等が明確になっていかなかったことが一番の問題点であったと認識しております。町といたしましては、検証結果を踏まえ、各課の役割を明確化するために、災害対策時のフロー図を作成いたしました。

建設課においては、道路の除排雪とともに必要な雪捨場の設置、電話対応体制の構築が位置づけられたことを受け、今後は降雪を待たずに、鶴沼球場北側駐車場や比較的面積の広い都市公園である諏訪公園、稻荷塚公園及び緑町公園を雪捨場として常設いたします。また、昨年度設置をいたしました各地区のコミュニティセンターグラウンドにつきましては、降雪の状況や各地区の要望等を踏まえて設置したいと考えております。

なお、今シーズンを迎えるに当たっては、災害対策フローに基づき、適切かつ迅速な対応に努めるとともに、町建設業組合をはじめとした関係機関との連携を図りながら、柔軟な対応で生活路線の確保に努めてまいります。

◎議長（赤城大地君）

再質問があればお願いいたします。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

後ろから行きます。第4から行きます。

豪雪対策についてですけども、雪捨場の設置を去年も、今年度行われまして、来年度も今候補となるところを挙げられたんですけども、雪捨場を使用することによって、トラブルが、ちょっと出てないんですけども、何か問題があったとか、そういうのはありませんでしたか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

昨年度、各地区コミュニティセンターにも雪捨場を設置させていただきました。ただ、使用数、使用者数から言えば、コミュニティセンター、設置されている地元の使用は多少あったようではございますが、やはり距離的な部分も含めて使用者が少なかつたという実績でございました。コミュニティセンターのグラウンド、これは舗装されておりませんので、最終的に雪を運んで来た後に除雪機で押し込む等々の作業を実施したところ、

やはりどうしてもグラウンドが荒れるというようなことで、雪解けを待って町のほうで整地工事を実施したところあります。ただ、それ以外に、例えば地域の住民の方々から苦情等々はいただいてございません。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

それに伴って若松市では無料でやっているわけなんんですけども、いろいろ経費的なものがかかると思うんです。そういう経費的なものを町民の方に負担してもらう、受益者負担じゃないんですけども、そういう考えはあるでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

基本的に一般町民の方が捨てる場合については、特に受益者負担を求める考えは持ってございません。ただ、いわゆる民間企業、特に大きな駐車場を持つ商店等々ございますが、こちらは民間の建設業会社等々に除雪を多分頼んでいらっしゃるんだろうと思います。

ただ、各建設会社のほうで、どちらに捨てているかは私もちょっとそこまで詳しく存じ上げてはおりませんけれども、仮に昨年度と同様の豪雪に見舞われた際に、私、別に民間、それから個人の方を区別せずに、もし雪捨場に困っているのであれば、町が開放する雪捨場を有効に使っていただきたいと考えてございます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

ずっと前の話になると思うんですけども、鶴沼川を利用した雪捨場があった時期があったと思うんです。その後、何年かたってというよりも、何年か使ってから使用禁止になったと。その理由について、前にお伺いしたんですけども、結局その雪の中にいろんな資材関係とか、はっきり言ってごみとかを混ぜて投棄したということで、次の年からはそれは中止になったという話を聞いたんですけども、今回そういう状況が起きたときには、どういうふうに対応するつもりですか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

河川敷でございますので、なかなか雪解け後のごみの回収というのがしづらいという部分もあって、加えて、今、議員ご指摘のように、かなりのごみが混入していたという事実の下で使用禁止にさせていただきました。今回除雪する雪捨場においては、平たんな土地に設置をしてございますので、比較的に雪解け後でも、ごみの回収、仮にごみが混入していても回収しやすい状況にあるのではないかというふうに考えてございます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

次に行きます。

運動施設についてですけども、今年、地域スポーツ大会、昔で言う総体後は坂下でもって地域大会があったんですけども、スポーツ大会があったわけなんですけども、その施設となるところが坂下はなかなかなくて、どうするのかということで、スポーツ協会のほうで回り番になっているんですけども、各スポーツ協会の地域のところで使われる施設を使って大会を行おうということになりました。

それで、坂下は何があるかなというふうに見たならば、体育館、バレー場、1種目は坂下でできるということで、坂下でバレー場をやらせていただきました。ほかの種目に関しては柳津とか新鶴とかという、ソフトテニス、それからソフトボール、野球というようなことで分散してやったわけなんですけども、来年度、今度は会津大会が坂下で行われるわけなんです。やはりない状況で、今年と同じ状況をつくるしかないんじゃないかなというふうなことになっているわけなんですけども、やはり只見線沿い、若松を除いた町村の中で施設的にちょっと乏しいのが坂下じゃないかなというふうな気がするんです。そういう点を、これからどうしていったらいいのかなということなんですが、それで、今回の質問を出したわけなんですけども、施設、既存の施設を何か使えるところがあれば使っていきたいというふうな方針があるんですけども、その点はどうでしょうか。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

ありがとうございます。現在の会津坂下町内におけるスポーツ施設、主に体育館ということでございます。体育館についての使用状況でございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、小・中学校の体育館、それから各地区にありますコミュニティセンターの附属体育館ということで、町民の皆様に利活用していただいているというような状況ですが、その稼働率のほうを見てみると、南小学校、夜間、主に町民の方が使うのは夜間ということで夜間に限って申しますと、南小学校では92%ということで90%を超える稼働率になってございます。東小学校の体育館につきましても、同じく93%、坂下中学校については98%ということで、ほぼ埋まっているというような状況にございます。

一方で、各地区にありますコミュニティセンターの附属体育館の稼働状況を見てみますと、地区によってかなり開きがあるわけでございますが、23%から67%ということで、まだ稼働というようなところでは、空きがあるような状況にあるのかなというふうに思います。

全体で見てみると、やはり町の中心部、いわゆる旧坂下地区に所在をする比較的新しい、比較的広い施設のほうに、やはり町民の皆様のニーズというものがあるのかなというふうに認識しているところでございます。

まずは、住民の皆様のスポーツに親しんでいただけるための施設というようなところで、そのような稼働状況も含めて考えていきたいというふうには思っておりますが、今ほど議員おただしのとおり、いわゆるスポーツ大会というようなところで、その使用に絶え得る、いわゆるいろんな施設というようなご質問でございますが、そういういたところにつきましても、ぜひ今後、それも踏まえて、今後の公共施設の在り方、スポーツ施設の在り方について調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

旧坂下高校跡地の利用状況について、また再度お伺いしたいんですけども、要するに体育館と武道場は残すという考え方のものなんでしょうか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、町としましては、あちらの旧坂下高校の一連の施設の中では、体育館、武道場については、やはりスポーツ振興のために利活用できるのではないか、可能性があるというような判断の下、その可能性を探るべく現在県の所管の部署とともに、例えばランニングコスト、どのくらいかかるのか。補修しなければ使えないのか。トイレの問題、様々なことについて、今連携して調査しているところでございます。その先にある譲渡を受けて取得するのかであるとか、グラウンドのように無償でお借りできるのかなんていう具体的なことについては、まだ県のほうとも結論に至っておりませんが、いずれにしても、その方向性で現在調査等々動いているという状況でございます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

しつこいようですけども、その進捗状況に応じては何年になるか分からないという話なんでしょうか。それとも近日ということなんでしょうか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

現時点において何年何月頃までにはというようなことは申し上げられませんけれども、やはりその判断をするにしましても、ご承知のとおり、公共施設の計画等々の中でも、やはり施設等々、町の財産、面積を減らしていくという方針を掲げている以上、将来的な財政負担も含めまして慎重に検討しなければならないということで、今、その判断材料を集めているというようなことがありますので、もう来年からとか、何年何月からということは現時点では申し上げることができません。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

それでは、次、行きます。

鳥獣対策の件なんですけども、今月から行われております緊急銃猟施策の中において、いろんな問題があることは分かっているんですが、それを今、各関係、猟友関係の方々、

話し合いを行っているということなんんですけども、その中で防災訓練じやないんですけども、実施訓練みたいなことの計画はあるんでしょうか。

◎産業課長（渡部聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部聰君）

お答えします。

事前にマニュアル等を作成するというのが推奨されております。そういった事前準備の中から、実際の現場に行くまでに、そういった実射訓練であるとか、そういったものも位置づけられているところはございます。今のところ、現状といたしましては、実施隊の方々にも、毎年1回から2回、射撃場に行って訓練をしていただいているというような状況になっておりますけれども、射撃場と現場とでは全く状況が違うこともありますので、例えば、そういった現場を創設することは難しいとは思いますけれども、例えば生息地であるとか、そういったところに訓練の場を設けて実射訓練をやるなんていうことも、皆さんとの話し合いの中で必要であれば位置づけをしていきたいというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

この前何かテレビ、どこかのテレビを見たんですけども、もう既に実際的に模型の熊じゃなくて着ぐるみかもしれないんですけども、熊がいました。いろんな人たちが周りにいて、これを捕らえるためにはどうするか。あとは道路の通行止めだとか、いろんな、役割分担をしてやる姿が映っているのをテレビで見たんですけども、もう9月からその制度が始まって、熊でもいいしイノシシでもいいし、別に訓練が終わるまで待ってくれというわけにいかないと思うんですね。もう既に来るものは来ると思うんですよ。ですから早急に急がなくちゃいけないと思いますので、それは早急にやっていただきたいと思います。進捗状態なんかを聞くとあれなんですけども、既に始まっていることなんでしょうか、計画的には。

◎産業課長（渡部聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

お答えします。

実際動きとしましては、実施隊の方々と少し立ち話程度に協議をしながらというところから始まっているのが現状でございます。これから実際に早急に、その実施体制を構築すべく、警察それから実施隊、それから振興局、まだまだ不明な点、確認をしなければならない点が数多くございます。地域によっても、実施体制は整っても、地域性が違えばやっぱりやり方的なものも変わってくるというふうに考えておりますので、そこら辺を関係機関、団体と一緒にになって、情報共有の段階から一緒にになって、早急に実施体制が整備できるよう、今後早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

現在の取組なんんですけども、個体群の管理、それから侵入防止対策、生息環境管理というふうにして三つの対策が行われているんですけども、その鳥獣を捕獲しなくて、地元生息地に追い払い、対策というか、そういうふうなことは行われていますか。

◎産業課長（渡部 聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

追い払いという、目撃情報があった場合に、やはり行政区の区長さんが中心となって花火による追い払い等を実施していただいているのが今の現状でございます。もちろん追い払いという対策の一つには、やはり電気柵の設置というふうな部分も含まれると思います。それ以上入ってこない、人間の生活圏に入ってこないということを未然に防止する電気柵というのも現在有効でありますので、それも追い払いの一部になるかなというふうに思いますけれども、町としては、この三つの柱、これを複合的に組み合わせながら鳥獣対策に取り組んでいるという現状でございます。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

追い払いの蛇足になると思うんですけども、カラス問題、最近、ふん害の話が全然出

ないんですけども、町としても多分あると思うんです。あれは完全な追い払いの話だと思うんですけども、そういう対策は最近行われていないんですか。カラスに関しては。

◎産業課長（渡部 聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

鳥獣対策の観点からカラスを捉えた場合に、やっぱり農作物、産業課とすれば農作物被害を未然に防止するという対策の中でカラスの捕獲というのも実施しております。今年も各地区において実施をするということで、これから町民の皆さんに周知をして注意喚起を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

坂下町、まだ被害はないんですけども、猿の問題、ついでに猿の問題、どういうふうに考えているか。

◎産業課長（渡部 聰君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聰君）

ありがとうございます。猿も実際に目撃情報が何件も、年に何件かあるのが現状であります。幸いなことに、1頭ないし2頭、目撃があったとしても、その後、群れで来ているというような状況は現在のところ確認できておりません。隣接する町村等では、猿の被害等が発生しているかというふうに思いますが、現在のところ坂下町としては被害の報告も、目撃情報だけにとどまっているというのが現状なんですけれども、危惧はしております。

やはり聞いた話によりますと、1頭が来て、ここは安全なところだぞというふうな認識を持たれると、群れになって来るというようなものだというふうに聞いておりますので、初期段階の追い払いというものが一番重要になってくるかというふうに思いますので、その辺については、目撃情報があった場合に迅速に対応してまいりたいというふうに思っております。

◎4番（物江政博君）

議長、4番。

◎議長（赤城大地君）

4番、物江政博君。

◎4番（物江政博）

これで終わります。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、12番、酒井育子君、登壇願います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）（登壇）

12番、酒井育子でございます。一般質問は何回やっても緊張するものでございまして、今、胸がどかどかでございます。

通告によりまして一般質問をいたします。

質問も最後でありまして、昨日より同僚議員による闘争的な質問に、住み続けたい、やりたいことがあふれるまちづくり、古川町長の2期目のスタートを、町当局の意欲的な答弁を重く受け止め、安堵の意を感じているところでございます。人生100年時代の到来と言われております。我が町でも、8月1日現在104歳を最高にして24名の方々がおられるとお伺いいたしましたこと、誠におめでたいことだと思っております。

まず、時代や世代は変わらうとも、活力とにぎわいのあるまちづくりのためには、全課ともに一貫して町全体の事業を包括したマスターplanやグランドデザイン、都市計画等が基本にあるものだと思っております。

今、地方分権によって国からの仕事が多くなってきてることは承知いたしておりますが、廃止されている事業もたくさんあるのではないか。第六次振興計画にも140項目の多岐にわたる実施項目を、10年、20年先を見据えた持続可能なまちづくりを進めていく上からも喫緊の課題である、年間に坂下町では300人から350人と高い数値で激減している人口問題、また、目前には新庁舎の建設などなど、財政の健全化や町税に見合った職員定数の現状について伺うものであります。

まず、町政につきましては、（1）といたしまして、人口が激減している状況下で、10年、20年先を見据えた当町では、町税や基金、老朽化した公共施設の統廃合管理計画などを迅速に進めるべきだと思っております。特に、この事業はという方策を進めていこうとしているものはあるのかどうか、お伺いいたします。

（2）といたしましては、財源・人口に見合った職員定数計画について、お伺いするものであります。

大きな質問の第2に、県立坂下高等学校の無償譲渡について、お伺いするものであります。

県の教育委員会や福島県立高校の改革によりまして、我が会津坂下高校と大沼高校の普通高校が統合されまして、閉校して、もう2年が経過しておりますが、福島県では、無償譲渡し、さらに利活用を支援するために1校当たり5年間で最大3億円の補助制度を新設して、町が利用の仕方を検討していくように後押しをするとしておりますが、現時点での町の考え方をお伺いするものであります。

(1) いたしましては、無償譲渡の詳細な内容について、お伺いいたします。

(2) 今、町は、坂高跡地の利活用をどのように考えているのか、お伺いいたします。

(3) いたしましては、あたたかいまちづくりの一端として「障がい者の福祉エリア」として共同作業やグループホーム・介護施設・住宅など連携した構築をすべきと思うのでありますが、町の考え方をお伺いいたします。

分かりやすく明快な答弁をお願いいたして、壇上の質問といたします。

◎議長（赤城大地君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

12番、酒井育子議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

町では、令和元年度に、財政健全化アクションプランを策定いたしました。これは、長期財政計画である財政シミュレーションを盛り込んだものであり、令和6年度までを財政健全化最重点期間と位置づけ、財政健全化に取り組んでまいりました。その結果、単年度収支の黒字化並びに健全化判断比率などの改善、財政調整基金の確保、地方債残高の減少などの改善が図られております。令和7年度からは、令和16年度までの10年間を計画期間とする会津坂下町長期財政計画を策定し、引き続き財政健全化に取り組んでおります。

長期財政計画に基づく町税・基金・公共施設の現状と方針を申し上げます。

まず、町税についてでありますが、令和6年度は、町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税を合わせて16億5,729万9,000円、定額減税などの影響により前年度比で7,057万6,000円の減となりました。長期財政計画では、人口減少や固定資産税の評価替えの年度における減額など、様々な状況を勘案し試算をしており、令和16年度は16億3,130万円まで減少すると想定しております。自主財源の基盤である町税を確保するため、適正な課税や企業誘致による固定資産税等の増加、移住・定住の推進による町民税、固定資産税等の増加により町税の確保に努めてまいります。

次に、基金については、財政調整基金の令和6年度末残高は8億7,839万9,000円となり、一般的に適正額とされる10%から20%の範囲である標準財政規模の16.7%を確保しております。長期財政計画では、全国で多発している大規模災害への対応や単年度収支が赤字となる場合に柔軟に財源調整ができるよう、財政調整基金の目標額を10億円程度としております。また、近年は労務単価や物価が高騰しており、新庁舎建設や公共施設の更新、改修などに大きな財政負担が想定されることから、財源である行政センター建設整備基金及び公共施設整備基金へのさらなる積立てを目指しております。

次に、公共施設については、会津坂下町公共施設等総合管理計画により、現状を把握・分析するとともに、管理方針に基づき維持・管理等に取り組んでおります。

今後は、多くの公共施設が更新を迎える時期となります。人口減少に伴い財政規模の縮小が見込まれることから、公共施設の数と規模を現状のまま維持・更新していくことは、困難であると考えております。そのため、遊休資産となった土地・建物の売却、集会所に類似する施設の行政区への譲渡など、施設の総量縮減や維持管理経費の低減を図ってまいりました。今後は、新規施設の整備を最小限に抑制しながら、それぞれの施設の利用状況や耐用年数、地域特性などを総合的に勘案し、施設機能の更新・複合化・集約化を図ることで、効率的で持続可能な財政運営を目指してまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

私からは、ご質問の第1の2について、お答えいたします。

現在の職員数については、令和4年度に改定した会津坂下町定員適正化計画により管理しております。令和9年度までの計画期間において、定年延長や再任用も含めた職員数は、基準とした令和4年の166人から最終年度の令和9年には175人と、計画期間内で9名の増員計画となっており、その増加の要因としては、社会福祉士や土木・建築技師といった専門職の確保、庁舎整備課の設置によるものであります。

しかしながら、人口減少による財政規模の縮小や、近年の急激な物価高や賃金上昇による人件費等、経常経費の増加は財政の硬直化を招き、住民サービスに充てられる事業費の圧迫につながりかねないものと認識しております。したがって、議員おただしのとおり、財源や人口規模に見合った定員適正化計画の見直しは急務であると考えております。この定員適正化計画の改定に当たっては、デジタル技術の活用と業務プロセスの見直しによる業務の効率化、人材育成による生産性の向上、民間事業者への業務委託などの要素も考慮し、少ない職員数でも最大の効果を生み出すスリムな行政組織を目指してまいります。

また、定員適正化計画と関係する組織体制につきましても、新庁舎での業務を見据え、町民にとって分かりやすく関係部署が連携し、効率的に業務を遂行できる組織とするための見直しを進め、持続可能な行政運営に努めてまいります。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

私からは、ご質問の第2の1と2について、お答えいたします。

初めに、第2の1について、お答えいたします。

旧坂下高校を含む県立高校の利活用につきましては、県より地元自治体への無償譲渡を含めた方針が示されております。その内容は3点ございます。

第1に、土地・建物を地元自治体に無償譲渡するというものでございまして、ただし、土地・建物全てを一括で譲渡することが条件でございます。体育館や武道場などの一部の施設や土地のみの譲渡は認められておりません。また、転売を前提とした譲渡は認められず、10年間は利用目的の用途に供さなければならぬとされております。

第2に、解体費用に関するものでございます。全ての建物を解体した後に更地の状態で譲渡を受けることが可能となっております。この場合は、県が解体を実施することとなり、解体に要する期間はおおむね5年程度と伺っております。また、地元自治体が土地・建物を全て取得し、一部の施設のみを利用する場合には、不要となる建物の解体費用相当額が県から交付され、地元自治体が解体することとなっております。しかし、実際の解体費用が交付額を超える場合には、地元自治体がその差額を負担しなければなりません。

第3に、利活用計画に基づく補助制度です。地元自治体が土地・建物を利活用する場合、解体費用相当額とは別に、ハード・ソフト事業を合わせて5年間で最大3億円の補助を受けることができます。具体的には、ハード事業として新たに施設を建設する場合は費用の3分の2、既存施設を改修する場合には4分の3の補助が受けられます。ソフト事業については、上限1億円の範囲で費用の3分の2が補助対象となります。いずれにしましても全額補助ではないため、地元自治体の財政負担が必要となります。

次に、2について、お答えします。

旧坂下高校の利活用につきましては、現在、無償譲渡による取得の有無を含め、検討を進めているところでございます。町としましては、現在、無償貸与を受けて活用しておりますグラウンドに加え、体育館及び武道場の利活用によりスポーツの振興を図りたいという考えがございます。そのため、県から図面等の資料提供を受け、水道や電気等の設備の状況、必要となる改修費用や光熱水費など、維持管理経費の調査を進め、町の財政負担を試算しているところでございます。旧坂下高校は、その立地からも将来のまちづくりを進める上で大きな可能性を持つ資源であると認識しておりますが、人口減少

や財政規模の縮小、さらには教育施設の統廃合などの課題を踏まえた資産管理が求められてまいります。このような観点から、旧坂下高校の利活用につきましては、将来にわたる財政負担も十分に考慮し、慎重に検討を進めながら総合的に判断してまいります。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

私からは、ご質問の第2の3について、お答えいたします。

近年の高齢化の進行や障がいを持つ方の社会進出などに伴い、高齢者や障がい者に優しいまちづくりは、各自治体でも課題となっております。町では、令和6年度から令和8年度の3か年の計画として、第7期障がい福祉計画、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画を策定しており、関係機関が連携しながら医療・介護・福祉・保健等の事業所や計画に掲げる基本理念の下、障がいのある方、高齢者が心身共に健康で安全な生活を送るようにするため、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでおります。

現在、本町には、共同作業所として、就労継続支援B型の事業所が2か所、共同生活援助施設であるグループホームが1か所、介護施設、高齢者向け住宅として介護老人保健施設が1か所、特別養護老人ホームが2か所、住宅型有料老人ホームが3か所など、その他、様々な障がい福祉サービス、介護保険サービスを提供する事業所が所在しております。旧坂下高等学校跡地について、障がい者の福祉施設エリアとして関係機関の連携構築に利用できないかとのご提案ですが、現在、障がい福祉サービス事業所、介護事業所からの利活用案や問合せ等はございません。

今後、町内事業所と意見交換を行い、施設の現状や利用者のニーズなどを踏まえ、移転拡大の計画の確認を行うほか、有効な利活用の方法なども視野に入れつつ、引き続き町に所在する関係事業所と連携しながら温かいまちづくりに取り組んでまいります。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時04分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

再質問があればお願いいいたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

本当に明快な答弁、ありがとうございました。順ちょっと、順番を前後させていただきまして、質問の第2の坂下高校の跡地の問題にさせていただきたいと思います。

なぜかといいますと、今までにも障がい者問題については、平成23年24年にもやっていましたし、また令和5年、6年度と続けてやってきた経過がございまして、本当に障がい者の問題については、町長の公約書には書いてなかったんですが、選挙の横断幕、ブルーの横断幕にピンクの大きな文字で、みんなでつくるあたたかいまちというような、あの一言がさらに障がい者の問題に拍車をかけた次第であります。

それで、県有地の無料化、払下げの問題でやってきたわけですが、結果的にあそこは有料で、2億2,000万円で買ってしまって、お金をどうしても何もできないままに置くしかないということになったところで、県立の高校の統合によって、こんなにいい制度があるので、なぜ町では即諧ってくれないのかなという思いで、今回は障がい者の問題にいたしました。

答弁の中にもありますように、現在、町の施設があるのは百も承知しています。もう障がい者施設の問題で全部つづりつづってありますし、ただ、まだまだ数字には表れてきていません、本当にA型B型というのかな、通勤可能な障がい者もまだまだいらっしゃると思いますし、ただNPO法人穂乃花さん、立ち上げしたものの行き詰まっていると思うんです。

なぜだって、こういうことをやりたい、こういうこともやって子供たちのものにしたいというふうな思いはありますけれども、何といいましても、やはり先立つものは資金だと思うんです。自分たちの子供を、本当にそういう施設にやって共同作業をさせて、そして自分が年を取ったら、子供たち、自立できるグループホーム、あるいは介護施設に入れて、自分たちは安心してというような思いがあるのではないかという思いから、改めて障がい者の問題を取り上げた次第です。

この8月4日に、本当にA型というのは、通勤可能な障がい者が亡くなりました。54歳であります。当時、本当に新富町にあった施設がありましたし、本当に中学校を終わって、あの施設に行って、あのときのことを考えたら、もう本当に大変だったと思いますが、54歳で亡くなりまして、本当に一応永眠する二日前にお母さんに言ったそうなんです。「お母さん、ごめんね。こんな弱い子に生まれてきてごめんね」と何回も言ったんだそうなんです。お母さん、本当に言葉がなかったと言っていました。でも「お母さんが悪いんだよ。お母さんが弱い子に産んだんだから、お母さんが悪いんだよ」と言つたらば、「安堵したのかどうか分かりませんが、大きな涙を流して、もう永眠したんですよ」とおっしゃっていました。本当に子供たちがああいう状態で、このように永眠するということは、この施設、共同作業に行って、きれいなところで本当に作業をさせたかったなという思いが今でも残念でなりません。

ということで、今、坂下高校の跡地に、なぜ自治体で介入すれば難しいのか。それと

も何かいい方法はないのか、その辺の検討、もう一度お聞きしたいんですが、いかがなものでしようか。自治体が介入すると、本当にやりづらいのか、どうなのか。いかがなものでしようか。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

障がい者であったり、高齢者の福祉施設の運営には、民間の力を借りする必要がございます。当然そこには職員も雇用しなくてはいけません。そうしたときに、その経営者側で規模拡大であったり、そういう意向があれば、こちらのほうでも相談に乗って可能な限り支援はしたいという考えはございます。ただ、坂下高校の跡地として限った場合には、県から幾つか条件も示されておりまして、町のこういう施設の方針もございます。その兼ね合いの中で可能性を探っていくということは必要かと思いますが、民間の皆さんのお意見もお聞きしながら可能な支援をできるだけしていきたいというふうに思っております。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

皆さん、本当に心待ちにしていると思うんですね。というのは、本当に行き詰まっているんじゃないかなとお聞きをすると、やっぱりそういう施設が欲しいんだけれども、造るには、お金、国から県からの補助は出ると言いながらも、やはり最終的には全然試算していないわけだから、不安な面が多くあると思うんですね。それを向こうから来るんじゃないなくて、今、こういう機会にいい機会なんだから、ぜひ皆さんで頑張りませんかという温かい、そういう私はお話を持つていってもらえたらしいんじやないかなというふうに思いますよ、本当に。その辺、これから担当課長として、足を向けてもらうという約束、まずお願ひできないでしょうか。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

今回、議員からご提案のあった坂下高校跡地の福祉エリアとしての利活用というよう

なことも、可能性の一つとして念頭に置きながら、施設の皆さんとは話す機会もありますので、そういったところでお話をしながら、もしそういった意向があれば、そういった意向を反映させられるのかどうか、そういったことも含めて役場の内部でも協議をしながら、可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

実はなぜその中に一体化するというのだから、連携してというようなことになるわけですけれども、定住人口を増やす、定住人口を増やすというような言葉ではいっぱい持ってくるんですけど、やはり面積から言ったならば、私は障がい者のための、家族のための住宅も必要だと思うし、あるいはまた土地が余れば一般の住宅を造って定住人口の増加にも結ぶことができるのではないかというのだけど、その辺の使い分けというのはあり得るのでしょうか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

旧坂下高校の跡地ということでいいわけですよね。町としましても、この市街地内の空いた立地のああいう場所であれば、何も制限がなければ、例えば住宅分譲とか、人口を増やすために、移住定住人口を増やしたいという考えが、ぱっと浮かぶわけなんですけれど、やはりこれは地域振興のため、まちづくりのためにということで、町がそういった政策のために活用していくということが、まず県の条件の一つになっていますので、今おっしゃるような住宅というか、一つの施設のような形で運営していくということは、可能性としてはあるかなと思うんですが、一般の方がお住まいになるものを建ててとか、そこにお貸してお住まいになっていただくとかということになると、ちょっと話がまた別なことになってしまいますので、そういった複合的な家族の宿泊場所やそういったことも踏まえた総合的な施設なんていうことであれば、利用は可能かなというふうには可能性としてはあるかなということだけ答弁させていただきます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

確かにこの内容を見てみると、もちろんそこについてはハードとソフトの事業があって、金額も制限されるようでございますので、その辺は十二分に検討いただきまして、一日も早く県立高校の跡地を無料化で無料でいただいて、かつ利活用ができるような方策をまず組んでいただきたいなというふうに、いろいろな同僚議員も体育館の利活用なり、あるいはスポーツセンターの利活用なり出ましたけれども、あの一面を本当に障がい者の福祉エリアとして、間違いなく坂下には今2つの桜の家さんとゆうゆうハウスさんのところにあるわけですけれども、また、それはそれにご指導いただきながら、新たな福祉エリアとして、ぜひ会津坂下町は本当に温かい町で障がい者のためにやっていくんだというようなことになれば、私は、これから的人口減少の中の一つの何かになっていくのではないだろうかななんていう思いもありましたので、ぜひ、もう既に県内では何か所かあると思うんですけれども、会津管内では喜多方市さんでは協定書の契約までなったというようなことが新聞に出ていますけれども、その利活用の内容については、詳しくは出ていないんですけれども、まず市で利活用するんだということに締結しましたよというようなことでありますので、ぜひ一日も早くご検討していただければいいんじゃないかなと。

私は、そういう子供を持っていらっしゃる親御さんの気持ちを、本当に一日も早くしていければ、町の役目として、使命として、私はいいんじゃないのかなというふうに思っております。ただ、思っている保護者だけではどうにもならないものだと思っておりますので、ぜひその辺については、何度も何度も申し訳ないんだけれども、よろしくお願ひいたします。追って、またこのものについては、まだまだあると思いますけれども、今日は本当に坂高の跡地の利活用について、障がい者のための福祉エリアを一つ考えていただければといいんじゃないかなと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

まず町民税のことでのごめんなさい、あちこちになってしまいます。財源と人口に見合った職員定数計画についてでございますが、答弁の中に、令和4年度から定数計画を立ててきて、現在の定数になっているんだというふうに答弁いただきましたけれども、一般の話、この定数問題、長期財政計画と、それからアクションプラン、これからもつていきますと、もう既に令和7年度は159人かな、160人という、令和7年だから165名になるはずであったんですが、なぜ今回の広報9月号によりますと、173なのか、その辺、内容を説明お願いします。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

やはり全体的な業務と併せて定数というのは変わっていくところもあって、やはり府

舎の建設ですか、中心市街地の活性化の組織ですか、子ども課における子ども家庭センターの新設などもあって、若干職員としては増えてはいるんですが、会計年度任用職員も含めた中では、令和4年度から見ますとトータルで5人ほど減っておりますので、トータルでは職員数は減っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

課によっては増減あるの、分かります。最終的には、なぜかといいますと、今年の採用が15人、退職者が16人というような報告になっておりますよね。でも私は、その16人の退職者の名前ももちろん分かりませんけれども、実際の話、自分たちが考えていた定年退職者は8人だと思っておりました。ところが見たら16人というふうになっていましたので、あら何だろうこれはなというようなことで、これは確認をしてみることだなといって、今お聞きしたわけですが、仕事の量が増えました。地方分権で増えました。

私は思うんですが、今、人口がどんどんどんどん減っているにもかかわらず職員が増えるということは、今、採用されれば47年間、18歳で採用されれば65歳までだと47年間になりますよね。大学を出て22歳だと43年間ぐらいになるわけですけど、その身分保障をまずされなくちゃならないわけです。途中で来年辞めてくださいというわけにもいかないわけです。

となったときに、今と10年たたないうちに人口が1万人になろうとしているのに、現在この計画書を見ると、まず170人ほど、本当にこれ160人、150人はいつになるんだろうなという私の不安がありましたので、じゃあ地方分権で仕事が増えたというのも、私は採用するときに、みんな優秀な職員を採用していると思うんです。されていると思います。なのに、そうしたら新しい仕事が来たときに0.5ずつ、あるいは0.3ずつ仕事の分量を配分したならば、そんなに職員を多くする必要はないのではなかうかなというふうに思うんですが、その辺の人事費との割合、お聞かせください。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

確かに職員は少しずつ、今、計画上増えているんですが、繰り返しになるんですが、目標とする令和9年度に向かつては、会計年度任用職員も含めるとトータルで14人減っています。当然業務も増えております。人件費も、今、昨年の人事院勧告でいいますと、給与改定で1億円の給与改定があったと。そのうち交付税措置されるのは5,000万円程

度の半額であったということで、やはりそういう財政的な面も非常に影響はしてくるんですが、当然適正化計画の中で我々が一番重視したいのは、業務の在り方、そして組織の在り方、こういった議論から始めないと、定数というのは語れないというふうに思っています。

もう一つ、さらに細かく言いますと、やはり業務の効率化を図っていくということ、これはデジタル技術の活用などというところが大きなポイントになってくるということと生産性を上げていくということです。これは、やっぱり組織の改革ですか人材を育成していくというような視点が大事だと。あとは外部資源の活用と、あと最後に、事業の重点化ということで、仕事が増えているというふうにおっしゃられましたが、そこはスクラップ&ビルトをしていかないと、どうしても現在の人員ではなかなか太刀打ちできないというところがあつて、どうしても行政の仕事というのはビルト&ビルトで、どんどんどんどん仕事が積み重なっていって、それは住民サービスの面からすればいいんでしょうけども、業務の効率化とか生産性の向上というのは、やっぱり限界がありますので、その中で限られた人材の中で業務を行っていくには、やはりある程度事業の見直しというものが必要になってくる。これ、我々、事業の棚卸と言っているんですが、そういったものもやっていかないと、今の四つの視点で人員管理をやっていく。単なる財政の問題だけではなくて、そういったことに取り組んでいった中で定数管理はしていきたいというふうに考えています。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

本当に職員の分量、事業の分量、そうしましたら、相當に仕事も廃止されている仕事もあると思うんです。だけど、それは全然この計画書の中、いろんなものを見たんですけど、結局どういう仕事が廃止になって、どういうものが職員の仕事が減ってきて、これが増えたんですよという見方をするようなことができない、比較することができないの、今のこの資料の中ではね。

やっぱり、ただ第六次振興計画の後期計画書を見ると、ずらずらずらざらっと書いてありますよね。あれを職員が仕事するわけでしょうけれども、あとは人事評価をするのが、私は管理職の責任でもあるのではないかなというふうに思います。本当に一つの悪い例ではない、いい例なんだけども、私、つくづく思ったのはね、確かに古川町長が就任されて、案内板で下に職員、玄関のところにいらっしゃいますよね。大学4年、大学を出てもうすごい能力のある方が、ここに2時間いる。午前4時間、午後4時間というと8時間になりますよね。8時間いれば1人の職員の仕事の分量ってどのくらいになるんだろうなというふうなことも、つくづく考えさせられています。

それは先ほど出た住民サービスと言えば、それまでなんですかけれども、こんなに小さ

い町庁舎なのに、実際やったときには、皆さん、ああよかったですのかな、よかったですのかなというふうな思いあります。それで配置替えすれば、あの案内ね、一番お客様が来る生活課と産業課だと思うの。建設課に来る職員というのは土木関係の方々とか、税務は税務課には今はマイナンバーカードで、あのほうに来られるのかなと思うんだけど、ああいう配置転換をすれば、あの案内人も要らないのではないだろうかなというような思いがあったんですが、その辺の考えを、確かに住民サービスと言われば、それまでなんですけれども、その辺を改革できないのかという1点と。

あと地方分権で、前に課長、話しされたんですが、地方分権で職員が増えた分の中に、地方交付税の中に給料が入ってきますと言われたのね。だけどよく考えてみたら、地方交付税の中に入ってくる職員の給与の中で、採用された職員の給料と福利厚生費と退職給与引当金まで、みんな入ってくるのかどうかというような問題が、私、疑問に思ったんですけど、その辺、お聞かせください。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

まず窓口の問題、これはいろいろ思う人によって価値観が違うと思います。当然何らかの業務と兼務できるようであればいいんですが、なかなか正面玄関の中で物理的にちょっと難しいというところもあります。私も税務課と総務課、2階を行ったり来たりするんですが、あそこでただ座っている職員はありません。自分の仕事を持ちながら、仕事をしながらやっております。その中でやっぱり住民の対応をしっかりするということの、そういう価値も中にはあると思います。

やはりこれから少ない職員の中で、スペシャリストなのかゼネラリストなのか。いろんなことができる職員も必要だと思いますので、そういったところで、やはりいろんな職場の仕事を自分で勉強しながらゼネラリストとしての職員の一つの育成につながっているのではないかというふうに思いますので、ただ単に無駄かどうかというのは、それはいろんな価値判断の中で、それは考えて判断すべきものだと思います。

あと交付税の中で人件費が算定されているのではないかということであるんですが、必ずしも人件費分が幾らですよというのは、交付税の要するに単位表の中ではありませんので、トータル的な基準財政需要額の中に、それは含まれていて、どこが人件費かどうかというのは分からぬ。ただ、今回の人事院勧告で相当人件費が上がった分については、それ相当分ということで交付はされた経過がありますが、人件費ということで色がついた交付税が措置されているというようなことはありません。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

それでは、本当に職員一人一人が皆さん、やっぱり町税というものをもう少し重く受け止めていただきまして、自分たちの仕事の役で皆さん全部承知はしていると思うんですけども、大体議員は1,000人に対して1人とか、町民100人に対して1人とかというふうなことになろうと思うんですが、自分なりに計算してみると、今の町税からもっていきますと、大体65人から70人で1人職員を採用しているような、今的人件費から見るとね、そういう計算になっていくのではないかというふうに思いますので、実際は職員の給料は人事行政に基づいて条例化されているわけなんですけど、職員定数の条例化ということは考えられませんでしょうか。というのは隣接町村では、もう条例化しているところもあるんですが、いかがなものでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

職員の定数に関しては条例で212名と、条例で規定されておりますので、それ以内の正職員数ということで173名か、定数以内での職員数ということになっています。条例で規定をしております。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

それでは、職員の人事管理というようなことで、町税についても大体、令和6年度の決算書を見ましたらば、本当に自主財源も高くなっています。ただ町税は、実際の話、町税そのものは令和5年も6年もさほど変わってないわけですね、町税は。令和5年だと16億5,900万円、令和6年度だと16億5,900万円というようなことで、この監査報告書から追っていった数字は、そういうふうな数字になっております。

人件費については、令和5年は15億4,400万円で、令和6年度は16億6,300万円というふうなことになっていまして、実際の話、やっぱり人件費は年々多くなっていっていますので、これから先の10年間は、やはり職員を削減と言えば、ちょっと語弊があるかもしれませんけれども、本当に適正な職員管理をしていかないと、町民から見る目も本当に厳しくなってきていると思いますので、その辺の計画をきちんとしていただきまして、それを公開していただければいいなというふうに思います。というのは、この町史によ

って、多分これが公開だというふうになるかと思いますけれども、実際は条例化されているということですので、その条例史をよく見てみなくちゃならないです。

職員の適正化については終わります。

それから、これから基金の問題ですが、大変基金も多くなっておりまして、ただ財政調整基金、これも多くなってきていますけれども、ただ、これから子供たちのために特別な科目をもって積立てができるのかどうかというふうな思いがあるんですけれども、いかがなものでしょうか。

平成24年まではいろいろな科目でいっぱい基金積立てをやっていて、ある程度整理されました。ですが、新たな思いで、これから子供たちのために、10年後、20年後のためにというのは、隣接町村の基金を見てみました。そうすると、やっぱり美里が一番ずっと平均というか動きがなく、基金はいつも多く積んであります。あとは柳津さんも多くの積んであります。ただ、今回の三春さん、何かに使ったとみえて若干昨年から比べれば少なくなっていましたけれども、坂下町は調整財政基金が多くなったから昨年よりは多くなっているというようなことで、これ、令和5年度までしか取れないんですね、コンピュータで取るとね。そんなことで、基金について、新たな基金をしてほしいな、考え、お願いします。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

基金につきましては、ご承知のとおり、ご説明するまでもなく、坂下町においては幾つかの基金があって、積立額もご承知のとおりかというふうに思います。新たな基金というのは、やはり基金ありきではなくて、何のために備え、何のために使っていくのかというところを明確にした上で、必要とあらば、新基金を増設するということも当然考えられます。

◎議長（赤城大地君）

これをもって、酒井育子君の一般質問を終結いたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

昨日の私の一般質問、ふるさと納税の充当の中で、町長の答弁でございますが、「今年1年だけは一般財源を利用させていただくと丁寧な説明をしてきた」と述べました。

いろんな会議録、6月20日の全員協議会、あと私の第2回定例会一般質問、あと補正予算、第2回の補正予算の質疑応答の中においても、そのようなことの記述はありません。また、私の第2回定例会一般質問のときには、町長の答弁は「ふるさと納税の仕組みを用い、本町の子育て支援施策に共感してくださる全国の皆様のご寄附も財源として活用してまいります」というようなことでありますので、確認を願い、対処をお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

ただいまの五十嵐一夫議員の申出につきましては、議会運営委員会で確認をさせていただき、必要と認められる場合には所要の手続を進めてまいります。

本日の日程は終了いたしました。明日9月10日は午前10時より両常任委員会を開きます。11日は休会であります。12日は午前10時から決算特別委員会を開きます。13日から15日までは休会であります。16日は午前10時から決算特別委員会を開きます。17日は休会であります。18日は午前10時より本会議を開きます。18日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時32分）

◎書記（松本 功君）

事務局より申し上げます。10日に開催されます、両常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は、北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は、大会議室となります。

引き続き、事務局より申し上げます。ただちに広報広聴特別委員会を開催しますので、関係者は中会議室にご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月9日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員